

金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則
(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)

平23. 1. 26 制定

[平28. 10. 7 一部改正]

(目的)

第1条 この細則は、金融先物取引業務取扱規則第25条の3の規定に基づき、会員の行う外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」という。）に関し、顧客の損失が、当該顧客が預託する証拠金の額を上回ることがないように、会員が定めるべきロスカット取引の取扱いその他必要な事項を定め、投資者の保護、市場の公平性及び業務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において「ロスカット取引」又は「顧客」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業府令」という。）第123条第1項第21号の2に規定するロスカット取引又は顧客をいう。

2 この細則において「実預託額」とは、金商業府令第117条第1項第27号に規定する実預託額をいう。

3 この細則において「取引額」とは、金商業府令第117条第10項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。

4 この細則において「ロスカット水準」とはロスカット取引の手続きを開始する判断の基準となる実預託額の必要証拠金額に対する割合(%)をいい、「必要証拠金額」とは取引時点において会員が顧客に預託させる最低証拠金額をいう。

5 この細則において「実預託額の監視」とは営業日中、実預託額が、必要証拠金額にロスカット水準を乗じて得られた額を下回っていないかを確認することをいい、「実預託額の監視間隔」とは実預託額の監視を行う間隔をいう。

6 この細則において「ストップロス注文」とは、顧客に不利な方向に為替相場が変動した際に顧客の損失を確定する目的で、顧客の取引を決済する又は決済手続きを開始する価格を設定し、あらかじめ発注される売買注文をいう。

7 この細則において「レバレッジ」とは、取引額を必要証拠金額で除した値をいう。

8 この細則において「ロスカット未収金」とは、顧客が会員に支払わなければならない金銭のうち、顧客の取引がロスカット取引により決済されたときの損失が、当該顧客が預託する証拠金額を上回ることにより発生するものをいう。

(ロスカット水準等)

第3条 会員（FX取引を取り扱う会員に限る。以下同じ。）は、協会が別に定めるロスカット水準表（以下「別表」という。）に掲げる実預託額の監視間隔の区分に応じて、当該区分に定める基準値を下回らないように、ロスカット水準を定めるものとする。ただし、顧客がFX取引の契約を締結すると同時に当該契約ごとに、ストップロス注文を発注する方法（当該契約が決済されるまで取消しされないものに限る。）、その他これと同等の仕組みであるとみなすことができる方法を用いる場合には、別表に関わらず会員が自ら定める基準を以って、原則としてロスカット未収金が発生しないようにロスカット取引を運用するものとする。

- 2 会員は、実預託額の監視間隔を10分以内とするものとする。
- 3 第1項のロスカット水準又は別表に関わらず会員が自ら定める基準については、ロスカット未収金の発生件数及び頻度、対象商品のレバレッジ、電子情報処理組織の処理速度、休日を挟んだ価格差、対象通貨の流動性等を考慮して決定し、また必要に応じて適時見直し、改善を行うものとする。
- 4 会員は、実預託額の監視により、顧客の実預託額が、必要証拠金額に会員の定めたロスカット水準を乗じて得られた額を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行うものとする。
- 5 会員は、顧客を単位とし、ロスカット水準を定めロスカット取引を運用するものとする。ただし、顧客ごとに、通貨ペアごと又は取引ごと等、細分してロスカット水準を定め、ロスカット取引を運用することができるものとする。
- 6 会員は、ロスカット水準及びロスカット取引の仕組み等についてあらかじめ顧客に十分な説明を行うものとする。

(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応)

第4条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の実行ができなかった場合における顧客への対応方針を定めるものとする。

- 2 前項の対応方針は、会員の責に帰すことができない事由を除き、投資者の保護に資するよう定めるものとする。
- 3 会員は、ロスカット取引が行われることとなっている場合であっても、ロスカット取引により顧客の預託する証拠金額を上回る損失が発生する可能性がある旨、あらかじめ顧客に適切に説明するものとする。

(内部報告)

第5条 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引を実行した状況の報告を受けるものとする。

- 2 会員は、ロスカット取引の適正性を確認できるよう、ロスカット取引処理の開始

時及び約定時の顧客への配信価格等を管理保管する等、ロスカット取引の実行状況を適時適切に判断する態勢を整備するものとする。

- 3 ロスカット水準の設定及び変更は、必要な社内手続を以って行い、当該手続に際しては市場分析結果など、その判断に必要となる資料等を作成し、その作成の日から少なくとも3年間保管するものとする。

(その他)

第6条 協会は、別表について、ロスカット取引及びロスカット未収金の発生状況等に照らして必要があれば改定等を行うほか、会員が適切にロスカット取引を運用できるように情報提供、指導及び監督を行い、そのために必要な人材の確保及び教育並びに電子情報処理組織等の整備に努めるものとする。

附 則 (平成 23. 1. 26 制定)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成 28. 10. 7 制定)

この改正は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

(注) 第1条を改正。

(別表)

ロスカット水準表

実預託額の監視間隔の区分		基準値	ロスカット水準計算例	
			レバレッジ区分	水準
1	1分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数 0.6 を乗じて得た値 (%)	25倍の場合	15%
			50倍の場合	30%
2	1分を超え5分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数 0.8 を乗じて得た値 (%)	25倍の場合	20%
			50倍の場合	40%
3	5分を超え10分以内の場合	対象商品のレバレッジに乗数 1.0 を乗じて得た値 (%)	25倍の場合	25%
			50倍の場合	50%